

熱海市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熱海市社会福祉協議会（以下「本会」という）のホームページ（以下「本会ウェブサイト」という）を広告媒体として活用し、地域福祉を推進するための安定的な財源を確保するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 本会ウェブサイトとは本会が管理するウェブサイトのことをいう。
- (2) バナー広告とは本会ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトへリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 本会ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という）とする。

(該当業種又は事業者)

第4条 次の各号に掲げる業種または事業者の広告を掲載する。

- (1) 福祉サービス、福祉施設、福祉関係学校・学科案内
- (2) 施設設備・備品、福祉用具、リハビリ用品等の販売、福祉車両の販売
- (3) 福祉、医療保健分野の書籍、ビデオ、コンピュータソフトの販売
- (4) 給食、配食等のサービス
- (5) 印刷、旅行会社、保険等の福祉事業の運営に関わるサービス
- (6) その他、福祉事業の運営に関わるサービス

(掲載基準)

第5条 本会ウェブサイトに掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治思想、宗教の普及を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 内容や責任の所在が不明確なもの、あるいは虚偽、信憑性を欠いているもの
- (4) 私的な連絡事項に関するもの
- (5) 著しく営利性を帯びたもの
- (6) 掲載の結果、ホームページ利用者に損害を与える可能性のあるもの
- (7) その他、本会が掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の規格)

第6条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦80ピクセル×横200ピクセル
- (2) 画像形式 GIF (アニメーション不可/透過GIF不可)、JPEG、PNG
- (3) データ容量 10KB以下

(広告の掲載位置及び枠数)

第7条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は会長が指定する。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 毎年度4月1日～翌年3月31日の1年間
- (2) (1)の期間内において広告主の希望する期間

(掲載希望者の募集)

第9条 広告掲載希望者の募集は、本会ウェブサイト及び社協だより等の広報印刷物で公募することとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 本会ウェブサイトへの広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(第1号様式)により、郵送、FAX又はEメールにて本会が指定する期間内に申込むこととする。

(広告掲載の決定)

第11条 会長は、第4条及び第5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知(第2号様式又は第3号様式)する。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料については、会長が別に定める。

- 2 広告主は広告掲載料を、会長の指定する期日までに、原則として一括して前納するものとする。

(広告バナーの作成及び提出)

第13条 広告主は、広告バナー(画像データ)を広告主の責任及び負担により作成し、事務局長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第14条 広告の内容及びデザイン等については、本会ウェブサイトの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう会長が審査を行うとともに広告主と本会が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第5条に規定するものの他は会長が別途定める。

(広告内容の変更)

第15条 会長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブサイト内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の中止、取消し)

第16条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを経ることなく、広告の掲載の一時中止又は取り消しをすることができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定する期日までに広告バナー(画像データ)の提出がないとき

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき

(4) 広告主、広告の内容又はリンク先ウェブサイトの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき

(5) その他、本会ウェブサイトへの広告掲載が適切でないと会長が判断したとき

2 本会は、前項の規定により掲載の中止又は取り消しをした場合、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第17条 広告主は自己の都合により、本会ウェブサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告主が広告掲載を取り下げるときは、熱海市社会福祉協議会ホームページ広告掲載取り下げ申出書(第4号様式)により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の作成、デザイン、内容等（広告のリンク先の内容を含む）に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、掲載した広告の内容が第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者から被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(リンク先、バナーの変更)

第20条 広告主は、広告のリンク先及びバナーの変更をするときは、変更の2週間前までに本会の担当部署に連絡するものとする。

(疑義等の決定)

第21条 この要綱に疑義があるとき、又はこの要綱に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第22条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、当会の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。